

「業務災害補償プラン」のご案内

●うつ病による自殺、過労死などによる
新しい労災リスクの増加

●1億円を超える事例も発生
高額な賠償事例が続出

●平成18年 労働衛生安全法改正
企業の安全配慮義務の厳格化

●短期間労働者、パート、アルバイト、派遣社員
非正規雇用労働者の増加

今や、
新しい労災リスク
への対策は、
経営者の
重要な責任です!

誕生
しました

新しい労災リスクから会員の皆様をお守りする

全国商工会議所の「業務災害補償プラン」

業務災害補償プランの特徴

- 全国商工会議所のスケールメリットによる低廉な掛金
一般加入と比べ約半額の掛金水準（団体割引20%～30%、優良割引30%～35%）
- 労災賠償に備える「使用者賠償責任保険」を標準セット
- 政府労災保険の給付を待たずに保険金のお支払いが可能
政府労災保険への加入が必要です。（使用者賠償責任保険は給付決定後の支払いになります）
- 契約は無記名式。短期労働者やパート・アルバイトも包括補償
- 掛金は売上高で算出OK 掛金は全額損金算入可能

保険期間は2010年10月1日～1年間。中途加入は毎月受付しています。加入月の翌々月1日から補償開始されます。
本内容は業務災害補償プランの概要を示したものです。実際の加入および詳細は引受保険会社の約款、パンフレット等に依ります。

お問い合わせ先

霧島商工会議所 総務企画課

お見積り、ご加入手続きは引受保険会社にお問合わせください。

制度引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
株式会社損害保険ジャパン

制度運営

日本商工会議所